

今泉区画整理ニュース

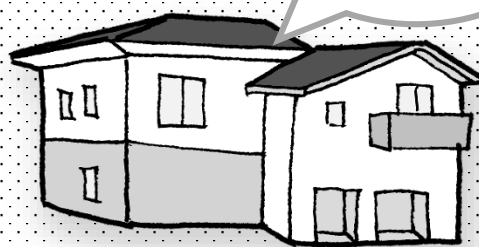
第18号

令和元年（2019年）8月20日発行

発行元 秦野市 都市部 都市整備課

TEL 0463-82-5241 / FAX 0463-82-7410

Eメール t-seibi@city.hadano.kanagawa.jp



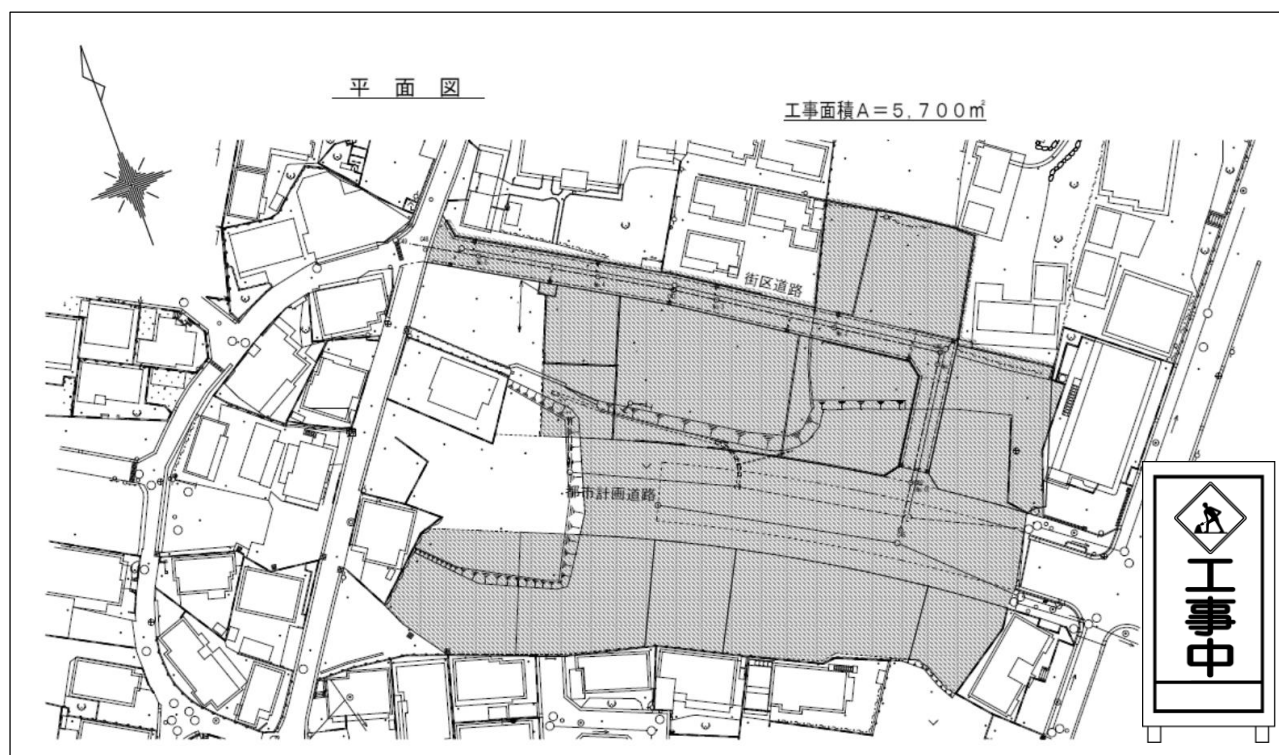
整備工事を実施しています

昨年度から、第1回仮換地指定区域（主な街区：1、2街区全部、3街区の一部）内において、盛土による造成工事を実施しています。今年度は、早期の使用収益開始を目指し、無電柱化に伴う電線共同溝や上下水道等のライフラインの布設工事を含め、宅地の擁壁、都市計画道路や街区道路の一部を施工しています。工事施工中は、権利者の皆様や周辺住民の方に対し、できる限り御迷惑が掛からないよう丁寧な対応に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

工事名：令和元年度秦野駅南部（今泉）地区土地区画整理事業及び第1号公共
下水道中央処理区枝線（今泉1工区）整備工事

請負業者名：株式会社 水野建設（秦野市平沢319-5 / TEL:0463-82-1604）

工期：令和元年9月上旬から令和2年3月中旬まで



裏面に続きます

◆区画整理Q&A◆

Q1) 区画整理事業で、仮換地指定に伴う移転補償費を受け取りました。補償費にかかる税金等はどうなりますか？

A1) 建築物の解体及び再築、工作物の撤去や立竹木の伐採等を目的とした「対価補償金」に該当するものについては、「収用等の場合の課税の特例」の適用を受けることができます(5,000万円を上限として控除)。

また、工作物の移設や動産移転、仮住まい等を目的とした「移転補償金」については、その目的に従って支出した場合には、その支出額については課税されないこととなっていますので、領収書等の書類は大切に保管してください。

なお、ここでは一般的な補償費について御紹介しましたが、同一年度内に同様の特例を受けている場合など、他事業の影響を受ける場合もありますので、詳細については、所管の税務署にお問い合わせください。

Q2) 補償契約を締結し、自宅の除却を行う際、どの解体業者に頼んだらいいのかわからない。市が手配してほしい。

A2) 建物の解体等については、市が契約するのではなく権利者様の皆様が業者と直接契約していただきますが、市に登録のある業者リストの提供や、打合せ時に市職員が同席するなど、できる限り協力いたしますので、お気付きの点等ありましたらお申し付けください。

(お知らせ)

借地権の消滅により諏訪町自治会が借地権者としての審議会委員の地位を失ったことに伴い、これまで10名だった審議会委員が9名となりました。

審議会委員の欠員が1名となりますが、条例において欠員が定数の3分の1を超え、かつ予備委員がない場合に補欠選挙を行うことと規定されていますので、今回の委員の異動による補欠選挙は行いません。

編集後記

現在市では、権利者の皆様との移転補償契約を進めながら、事業区域の東側から工事を行っています。

8月下旬となりましたが、まだまだ暑い日が続き、夏の疲れが出やすい時期です。熱中症にも御注意いただくなど、くれぐれも御自愛ください。

